

令和7年集団指導

電子申請・届出システム

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

導入の背景

◎電子申請・届出システム導入の背景・目的

- 介護サービス事業者の文書に係る負担を軽減させる観点から、介護保険法施行規則の改正が行われ、新規指定や更新申請、変更届出、加算に関する届出等の手続きは、原則として電子申請・届出システムを使用する旨等が規定されました。
- 令和8年度以降はすべての地方公共団体において、電子申請・届出システムを通じた申請・届出の受付が原則となります。

➡ 介護サービス事業者および指定権者双方の負担軽減

介護保険法施行規則（令和5年3月31日公布）※令和6年4月1日施行

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

次に掲げる申請、申出又は届出については、第165条の7第1号で「指定申請・更新申請」、第2号で「特例に係る別段の申出」、第3号で「変更届等」が規定されています。

※「やむを得ない事情」とは、電子機器を備えていない、災害等により電子機器を使用することができない等の事態を想定しています。特に、電子機器を備えていないことによる場合には、電子機器の導入など電子申請システムが利用できる環境を整備していただきますようお願いいたします。

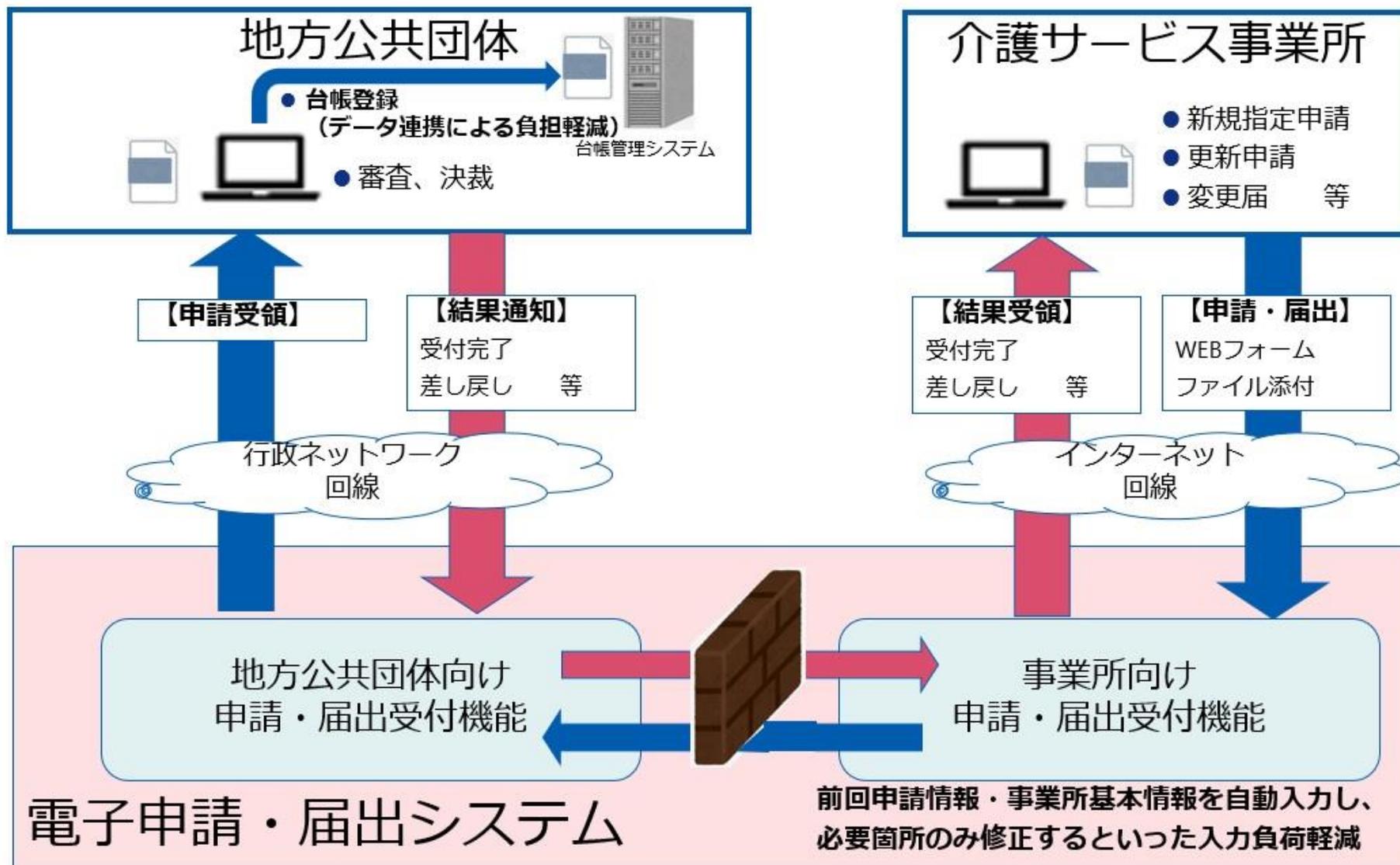
メリット

電子申請届出システムを利用するメリット

- **申請届出のための時間が短くなります**
 - ・窓口へ持参したり、郵送する必要がなく、インターネットですぐに申請・届出が可能
- **時間を気にせず、いつでも申請できます**
 - ・シフト勤務の場合、平日夜や土日にも提出することが可能
- **簡単に申請内容を作成できます**
 - ・過去の情報を利用して、様式や付表の一部の内容が自動で入力
- **様式を探す必要なく、すぐに入力できます**
 - ・申請・届出の種類ごとに全国共通の様式で入力が可能
- **申請状況をシステム上で確認できます**
 - ・地方公共団体側の受付ステータス（申請（届出）済／受付中／受付済／差戻し）をいつでも確認が可能

電子申請・届出システムの概要

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



システムの使用方法

機能	概要
①GビズIDによるログイン	<p>介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請等機能にログインする。 ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み （法人・個人事業主向け共通認証システム）</p>
②申請・添付ファイルの提出	<p>介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出を行う。その他、以下を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷すること。 ●加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出すること。 ●提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認すること。 ●新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示されること。
③受付完了・差戻し通知	<p>指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する機能。その他、以下を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻すこと。 ●受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付すること。

①GビズIDによるログイン

電子申請・届出システムを利用するためには、**GビズID（プライム又はメンバー）**が必要です。

GビズIDを使用し、システムへログインします。（ログインURL:<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>）

※介護サービス事業者経営情報データシステムの利用等で、すでに取得されている場合は、そのIDによりログインが可能です。

（ログイン画面）



GビズIDに関する電話での
お問い合わせ先:0570-023-797

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。1つのIDアカウントにより複数の行政サービスを利用できます。**アカウントの作成等**については、<https://gbiz-id.go.jp/top/>をご確認ください。

②申請・添付ファイルの提出

(メニュー画面)



◆ 該当する申請メニューを選択し、システムに沿って、入力及び書類の添付をしてください。

◆ 操作マニュアル、操作ガイド等については、システム内の右上の「ヘルプ」から最新のものをご確認ください。

◆ 厚生労働省のHPに説明動画が掲載されていますので、参考にしてください。

(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

③受付完了・差戻し通知

(申請届出状況確認画面)

ホーム > 申請届出状況確認

申請届出状況確認

申請届出を検索する

検索条件を設定して、「検索する」ボタンを押してください。

申請番号	<input type="text"/>
申請期間	<input type="text"/> ~ <input type="text"/> 入力例: 2021/01/01 ~ 2021/12/31
申請先	<input type="text"/>
介護保険事業所番号	<input type="text"/>
事業所名	<input type="text"/>
申請者	<input type="text"/>
申請施設サービス名	<input type="text"/>
ステータス	<input checked="" type="checkbox"/> 一時保存 <input checked="" type="checkbox"/> 申請済 <input checked="" type="checkbox"/> 未受付 <input checked="" type="checkbox"/> 受付中 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 <input checked="" type="checkbox"/> 差戻し <input checked="" type="checkbox"/> 却下
申請種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新規指定申請 <input checked="" type="checkbox"/> 変更届出 <input checked="" type="checkbox"/> 更新申請 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 加算届出 <input checked="" type="checkbox"/> 他法制限届出

検索する

No	申請番号	申請先	事業所名	申請者	申請種別	申請施設サービス	申請日	申請完了日	ステータス	申請詳細
1	00000001	神奈川県知事	AAA事業所	介護 A太郎	新規	訪問介護 訪問入浴介護 短期入所療養介護	2021/09/29	-	申請済 再申請 取下げ	申請詳細
2	00000002	大阪府知事	BBB事業所	介護 B子	新規	訪問入浴介護 福祉用具貸与	2021/09/29	-	却下 再申請 取下げ	申請詳細

▶ 提出後は、申請届出状況確認画面で、ステータスを確認してください。

ステータス	詳細
一時保存	提出前に一時保存した状態
申請(届出)済、未受付	提出した状態 この状態であれば、「取下げ」が可能
取下げ済	取下げした状態。再入力が可能
受付中	指定権者が受付開始した状態 事業所で取下げができない状態
受付済	指定権者が問題ないと判断し、処理が 終えた状態
差戻し	指定権者が不備等があると判断した状態。 修正後、再申請が必要
却下	指定権者が提出を受け付けなかった状態 で、再申請はできない

対象となる手続き

◎対象となる手続き

滋賀県では、令和5年10月から、変更届出、休止・廃止届出・再開届出について、電子申請・届出システムでの受付を開始



令和8年4月から

県が指定している全てのサービスの全ての申請・届出について、電子申請・届出システムでの受付を原則化（※みなし指定事業所も含む）

ただし、以下の手続きについては、従来どおり、別のシステムを使って届出等を行ってください。

- ①介護サービス事業者の業務管理体制の届出（業務管理体制の整備に関する届出システム）
- ②介護サービス情報の公表（介護サービス情報報告システム）
- ③介護サービス事業者経営情報の報告（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）

※③経営情報の報告について、GビズIDを使ってログインすることは共通です。

留意事項

◎留意事項

これまでは、提出された書類に不備等があれば、県から電話又はメールにより連絡をしていましたが、今後は、システム上でのやり取りとなるため、県から電話又はメールによる連絡はしません。

申請・届出をされた内容に不備等があれば、システム上で差戻しをします。

ステータスが受付済になるまでは、申請・届出が完了していないこととなりますので、申請・届出して完了ではなく、定期的にステータスの状況を確認し、受付済になったことを確認してください。

本システムでは、「事業所が各種申請・届出情報の提出をした時」「指定権者が受付結果を登録した時」「事業所が申請・届出を取下げした時」にメールでお知らせする機能があります。

通知メールの送付先は、システムの右上「ユーザ情報」の「利用者メールアドレス」に登録したメールアドレスとなりますので、こうした機能もご活用ください。